

決議案第5号

松本 寛議員（議会推薦監査委員）に対し猛省を求める決議

松本 寛議員は、今定例会の本会議と懲罰委員会において、市長に対し、請負業者を紹介したことを認めた。この行為は逗子市議会議員政治倫理条例第3条の政治倫理基準にある、特定企業等のために有利な取り計らいをしないこと及び市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないことという2点で禁じている口利き行為である。

更に、松本 寛議員は、市長から特定企業による委託が予算提案されていないことを理由にして、神武寺トンネルに関する工事請負契約の議案に反対し、議決権をもって行政に対し圧力を加えた事実も明らかとなった。

また、監査委員の地位を行使し、自らの議員活動のために監査委員事務局職員に調査を指示し、本来業務とは関係ない業務をさせ、工事監査業者リストを入手した事実も明らかになった。

今回の行為は、行政の財務や事業について、公正な立場から監査を行なうべき監査委員として不適切な行為である。

よって、逗子市議会は、松本 寛議員に対し猛省を求める。また、速やかに自らの判断で議会推薦の監査委員を辞することを求める。

以上のとおり決議する。

平成28年12月16日

逗子市議会